

# 提出書類について

補足資料

## (1) 協議書の提出部数 2部 (正本1部、副本1部)

- ・事業計画(変更)協議書(様式第1号)
- ・事業(変更)計画書(様式第2号)
- ・添付図書一覧表

No.	種類	縮尺(目安)	明示すべき事項/提出書類の例など	備考
1	位置図	1/50,000以上	開発箇所の位置、方位、市町村境界線及び道路、河川の状況等	
2	開発区域図	1/5,000以上	開発区域の範囲、方位、道路、河川、目標となる建物等の状況	
3	土地利用の現況図	1/1,000以上	開発区域の範囲、方位、土地の地形及び形状、周辺の道路及び河川の状況並びに公共施設の状況	
4	土地利用の計画図及び建築物の概要を示す書類	1/1,000以上	開発区域、造成等の箇所、各種施設(給水・排水・雨水処理施設等を含む)の名称及び位置並びに規模、各種構造物の名称及び位置、道路等の位置及び幅員、道路等からの距離	太陽光発電施設の場合、パネル以外の関連施設(変電施設・接続電柱・フェンス・その他必要な施設など)も明示すること
5	土地の造成にかかる計画平面・断面図及び諸施設の構造図又は詳細図若しくは設計図	1/1,000以上	【土地】 盛土・切土部を色別に表示し、区域境界付近の図示に必要な範囲の外周区域を包括したもの 【諸施設】 工作物等の構造、断面、詳細等	
6	公図の写し	—		農地転用等、他の申請で利用する場合は、コピーでの提出も可とする
7	土地登記事項証明書	—		写し(コピー)やインターネットで取得したものも可とする
8	太陽光発電施設の設置に係る電力会社との接続を裏付ける書面	—	【FIT法の場合】 ①発電設備の連系に関する申請書の写し (例:「電力受電契約申込書」、「接続契約のご案内」等) ②再生エネルギー発電設備認定書の写し (例:「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について(通知)」JPEA代行申請センター) (例:「太陽光発電設備に係る設備認定通知書」経済産業省) ..... 【No-FITの場合】 ①電力売買契約書の写し ※1 ②小売電気事業者を営もうとする者の登録通知 ※1 ③送配電事業者との接続契約書の写し ※1 ④一般送配電事業者からの託送供給の承諾のお知らせ ※2 ⑤事業スキームの説明資料  ※1:自己託送制度を利用する場合は不要 ※2:自己託送制度を利用する場合のみ添付	農地転用で用いるものと同様のもの
9	開発事業を行うための資金を裏付ける書面	—	①残高証明書または融資証明書等の写し ②法人登記事項証明書、定款及び最近の決算書の写し ※3  ※3:開発を行う者が法人の場合は必須	過去2年間で②を提出している場合は不要とする
10	開発事業を行うためにあらかじめ得た利害関係者の同意書の写し	—	条例第5条第3項に記載の範囲(任意書式)	
11	その他開発事業の内容及び周辺状況を確認するために町長が必要と認める図書	—	①全景写真(撮影方向を現況図に記載) ②雨水排水計算書(任意書式) (計算式は施行規則や県の「土地開発許可制度の手引」を参照すること。計画平面図等の余白へ記載することも可とする) ③その他事業内容を確認するため、町が提出を求めるもの	②について、集水樹や集水池・素掘り側溝等で場内処理ができる事を示すこと。

## (2) 審査会現場確認用資料の提出部数 8部 (写し可)

- ・事業計画(変更)協議書(様式第1号)
- ・事業(変更)計画書(様式第2号)
- ・添付図書一覧表のうち、1・2・3・4・5・6

様式第1号・第2号等の電子データは町ホームページで取得可能です。

トップページ > 各課案内 > 各課案内 > 企画課 > 東吾妻町豊かな自然環境の保全及び利用の手続に関する条例